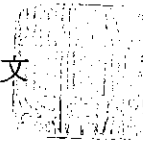


湯河原町告示第 37 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり使用料の収納の事務を委託した。

令和 7 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文



- 1 指定公金事務取扱者
(名称) 長沼 達也
(住所) 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀 397 番地の 13
- 2 委託した公金事務に係る歳入
湯河原駅臨時第 3 駐車場及び万葉公園第 3 駐車場の使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 公金事務の委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託をする期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで